

教 育 委 員 会 日 程

1 日 時 令和6年8月8日(木) 午前9時00分から

2 場 所 第1委員会室

3 日 程

議決事項

第1 議案第46号 令和7年度使用墨田区立中学校教科用図書採択について

第2 議案第47号 令和7年度使用墨田区立特別支援学級用教科用図書採択について

報告事項

報告事項なし

議案第 4 6 号

令和 7 年度使用墨田区立中学校教科用図書採択について

上記の議案を提出する。

令 和 6 年 8 月 8 日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加 藤 裕 之

（ 提 案 内 容 ）

別紙のとおり採択する。

（ 提 案 理 由 ）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 1 条第 6 号及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 3 8 年法律第 1 8 2 号）第 1 3 条及び 1 4 条の規定により、墨田区立中学校で使用する教科用図書を採択する必要がある。

令和7年度使用墨田区立中学校教科用図書採択 見本本一覧

教科名		出版者名
国語	1	東京書籍株式会社
	2	株式会社三省堂
	3	教育出版株式会社
	4	光村図書出版株式会社
書写	1	東京書籍株式会社
	2	株式会社三省堂
	3	教育出版株式会社
	4	光村図書出版株式会社
社会 (地理的分野)	1	東京書籍株式会社
	2	教育出版株式会社
	3	株式会社帝国書院
	4	日本文教出版株式会社
社会 (歴史的分野)	1	東京書籍株式会社
	2	教育出版株式会社
	3	株式会社帝国書院
	4	株式会社山川出版社
	5	日本文教出版株式会社
	6	株式会社自由社
	7	株式会社育鵬社
	8	株式会社学び舎
	9	令和書籍株式会社
社会 (公民的分野)	1	東京書籍株式会社
	2	教育出版株式会社
	3	株式会社帝国書院
	4	日本文教出版株式会社
	5	株式会社自由社
	6	株式会社育鵬社
地図	1	東京書籍株式会社
	2	株式会社帝国書院
数学	1	東京書籍株式会社
	2	大日本図書株式会社
	3	学校図書株式会社
	4	教育出版株式会社
	5	株式会社新興出版社啓林館
	6	数研出版株式会社
	7	日本文教出版株式会社

教科名		出版者名
理科	1	東京書籍株式会社
	2	大日本図書株式会社
	3	学校図書株式会社
	4	教育出版株式会社
	5	株式会社新興出版社啓林館
音楽 (一般)	1	教育出版株式会社
	2	株式会社教育芸術社
音楽 (器楽合奏)	1	教育出版株式会社
	2	株式会社教育芸術社
美術	1	開隆堂出版株式会社
	2	光村図書出版株式会社
	3	日本文教出版株式会社
保健体育	1	東京書籍株式会社
	2	大日本図書株式会社
	3	株式会社大修館書店
	4	株式会社Gakken
技術・家庭 (技術分野)	1	東京書籍株式会社
	2	教育図書株式会社
	3	開隆堂出版株式会社
技術・家庭 (家庭分野)	1	東京書籍株式会社
	2	教育図書株式会社
	3	開隆堂出版株式会社
外国語	1	東京書籍株式会社
	2	開隆堂出版株式会社
	3	株式会社三省堂
	4	教育出版株式会社
	5	光村図書出版株式会社
	6	株式会社新興出版社啓林館
道徳	1	東京書籍株式会社
	2	教育出版株式会社
	3	光村図書出版株式会社
	4	日本文教出版株式会社
	5	株式会社Gakken
	6	あかつき教育図書株式会社
	7	日本教科書株式会社

太枠は、現在墨田区立中学校で
使用している教科書を表す

議案第 47 号

令和 7 年度使用墨田区立特別支援学級用教科用図書採択について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 8 月 8 日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加 藤 裕 之

（提案内容）

別紙のとおり採択する。

（提案理由）

学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）附則第 9 条及び学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 139 条の規定により、墨田区立小・中学校特別支援学級で使用する教科用図書を採択する必要がある。

令和7年度使用墨田区立特別支援学級用教科用図書採択について

1 採択の時期

墨田区立小・中学校特別支援学級の教科用図書について、毎年当該教科用図書を使用する前年度の8月31日までに、墨田区教育委員会が採択する。

2 採択の原則

特別の教育課程を編成し指導する特別支援学級においては、検定教科書又は文部科学省著作教科書を使用することが原則であるが、教科により当該学年の検定教科書または文部科学省著作教科書を使用することが適当でない場合は、これらに替わる適切な一般図書を使用することができる。

(1) 検定教科書を使用する場合

墨田区立学校の通常の学級と同一の検定教科書を使用する。

教科により当該学年用の検定教科書を使用することが適当でないときは、検定教科書の学年を下げたもの（中学校では小学校用教科書も可）を使用する。

(2) 文部科学省の著作教科書を使用する場合

教科により検定教科書を使用することが適当でないときは、特別支援学校用の文部科学省著作教科書の中から使用する。

当該学年用の文部科学省著作教科書を使用することが適当でないときは、文部科学省著作教科書の学年を下げたもの（中学校では小学校用教科書も可）を使用する。

(3) 一般図書を使用する場合

教科により検定教科書及び文部科学省著作教科書を使用することが適当でない場合は、学校教育法附則第9条による教科書（以下「一般図書」という）を使用することができる。